

第14号議案

愛南町集会施設条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町集会施設条例の一部を改正する条例
愛南町集会施設条例(平成16年愛南町条例第108号)の一部を次のように改正する。
別表上永ノ岡集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年3月7日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

上永ノ岡集会所を廃止するため。

愛南町集会施設条例 新旧対照表

現 行			改 正 案		
本則 略 別表(第2条関係) 集会所の名称及び位置			本則 略 別表(第2条関係) 集会所の名称及び位置		
名称	位置	地区	名称	位置	地区
(中略)			(中略)		
下永ノ岡 集会所	〃 御荘平城3031 番地	下永ノ岡	下永ノ岡 集会所	〃 御荘平城3031 番地	下永ノ岡
上永ノ岡 集会所	〃 城辺乙487番地	上永ノ岡	(削除)		
(以下表略)			(以下表略)		